

日本経済大学学生寮・寮則

(総 則)

第 1 条

本学に男子学生寮としてケンブリッジハウスを、女子学生寮としてオックスフォードハウスを置く。この寮則は、それぞれの寮生が共同生活を通じて、学生としての自律・協調心を高め、寮内の秩序を維持し、快適な寮生活を営むことを目的とし、入寮者のすべてに適用する。

第 2 条

寮生は前条の目的を達成するため、本寮則を遵守しなければならない。

(管理運営等の職責)

第 3 条

- 1 学生寮の管理運営は学校法人都築育英学園本部が統括する。
- 2 学生寮に関する事務は日本経済大学厚生部の所掌とする。
- 3 学生寮に寮監長のほか寮監、寮母等を置き、寮生の指導及び学生寮の維持管理業務を行う。

(入寮資格者及び在寮期間)

第 4 条

- 1 学生寮への入寮資格者は、日本経済大学に在籍する者又は都築育英学園系列の大学等に在籍する者を原則とする。
- 2 在寮期間は、原則として入寮者の在籍大学等における在学期間中とする。

(入寮申込・許可)

第 5 条

- 1 入寮を希望する者は、入寮申込書（様式第1）を提出し、許可を受けなければならない。
- 2 入寮を許可された者は、誓約書（様式第2）を提出しなければならない。

(寮室の移動)

第 6 条

- 1 寮監長は、必要により寮生に対して寮室の移動を命ずることが出来る。
- 2 寮生からの申出による移動は、原則として認めない。ただし、申出事由により、寮監長が許可した場合は、移動することが出来る。

(学生証の携帯・提示義務)

第 7 条

入寮生は、在寮間は常に学生証を携帯し、寮監長等から提示を求められた場合は必ず学生証を提示するものとする。また、郵便物・小包等の受領時には必ず提示しなければならない。

(寮費等)

第 8 条

- 1 入寮者が負担する納入金は、入寮費及び寮費（部屋代、食費、共益費込み）とし、金額、納入要領については、年度ごとの入寮案内において示す。
- 2 入寮費は入寮期間の長短にかかわらず返金しない。
- 3 寮費は、入寮日又は退寮日にかかわらず、当該月の一ヶ月分を納入しなければならない。

(退寮勧告)

第 9 条

- 1 次のいずれかに該当した場合、寮運営委員会は退寮勧告をすることが出来る。
 - (1) 寮則または寮生心得に違反し、大学側及び寮監長の再三にわたる注意に従わなかった場合
 - (2) 寮費等の納入金を所定の期日までに納入せず、督促にも応じなかった場合
 - (3) 疾病その他により、保健衛生上、共同生活に適さないと認められた場合
- 2 退寮勧告は入寮生に対し文書で行うとともに、その保護者に通知するものとする。
- 3 退寮勧告を受けた場合は、勧告事由を直ちに是正しなければならない。

(退寮)

第 10 条

- 1 退寮を希望する者又は次の各号に該当する者は、原則として退寮日の14日前までに、寮監長を経て厚生部へ退寮届（様式第3）を提出するものとする。

- (1) 学生としての身分を喪失した場合
 - (2) 4ヶ月以上の留学又は休学をする場合
- 2 退寮する際は、寮室を清掃し、寮監長の点検を受け、寮室の鍵を返納しなければならない。

(入寮許可取り消し)

第 11 条

寮運営委員会は、入寮者が次の各号に該当した場合に、第15条4(4)に基づく審議において、その入寮許可を取り消すことができるものとし、入寮許可を取り消された者は、速やかに退寮しなければならない。

- (1) 恐喝、暴行、傷害、窃盗及び故意による著しい器物損壊等の行為をした場合
- (2) その他、第1条記載の寮設置の目的に著しく反する行為をした場合

(物品愛護)

第 12 条

- 1 寮生は、学生寮の施設、設備及び物品は注意を払って大切に使用し、これらの物品等に工作を加えてはならない。
- 2 寮生の責任となる重大な過失により、寮室又は共用場所の施設、設備及び物品が汚損、損傷又は滅失した場合は、原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(日課時限等)

第 13 条

日課時限等の細部は寮監長が定める。

(寮生心得)

第 14 条

- 1 寮監長は、寮生の快適な共同生活と寮内の秩序を維持するため本寮則にのっとり「寮生心得」を定めるものとする。
- 2 寮生は、「寮生心得」を遵守しなければならない。

(寮運営委員会)

第 15 条

- 1 寮の円滑な運営を図るため寮運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会の構成は次の通りとする。
 - (1) 委員長（事務長）
 - (2) 厚生課長
 - (3) 学生課長
 - (4) 寮監長
 - (5) 福岡こども短期大学の寮業務担当課長
 - (6) その他特に必要とする職員
- 3 寮運営委員会は半年に1回定期的を開催する他、委員長が必要と認めた場合臨時に開催する。
- 4 寮運営委員会においては、必要に応じ、次の事項を審議する。
 - (1) 寮則の制定・改定に関する事
 - (2) 各大学等への入寮枠に関する事
 - (3) その他、寮運営に関する事
 - (4) 入寮許可に関する事

(連絡調整会議)

第16条

- 1 寮周辺住民との意思の疎通を図るため、必要に応じ連絡調整会議を開催する。
その構成は次の通りとする。
 - (1) 大学側は、第15条に定める委員
 - (2) 住民側は、関係区長及び区長が指名する代表者
- 2 連絡調整会議の細部については、別に定める。

附 則

この寮則は、平成11年4月1日から施行する。

この寮則は、平成15年4月1日から施行する。

この寮則は、平成16年4月1日から施行する。

この寮則は、平成19年4月1日から施行する。

この寮則は、平成20年4月1日から施行する。

この寮則は、平成21年4月1日から施行する。

この寮則は、平成22年4月1日から施行する。

この寮則は、平成23年4月1日から施行する。

この寮則は、平成24年4月1日から施行する。

この寮則は、平成26年4月1日から施行する。

この寮則は、平成27年4月1日から施行する。

この寮則は、平成29年4月1日から施行する。

この寮則は、平成30年4月1日から施行する。

この寮則は、令和5年10月13日から施行する。